

参考資料

和泉市建築基準法施行細則の一部改正 新旧対照表

新	旧
<p>(指定確認検査機関による確認の報告事項)</p> <p>第4条 指定確認検査機関は、<u>法第6条の2第5項</u>に規定する確認審査報告書及び規則第3条の5第3項に規定する書類に記載する事項のほか、当該確認の受付年月日を報告しなければならない。</p> <p>(完了検査の申請書に添えて提出する書類)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 <u>前項各号に掲げるもののほか、法第7条第1項の規定による申請に係る工事が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第11条第1項に規定する特定建築行為である場合にあっては、規則第4条第1項第6号の規定により市長が定める書類は、次に掲げる書類とする。</u></p> <p>(1) <u>省エネ基準工事監理報告書(様式第8号の4)</u></p> <p>(2) <u>次に掲げる書類のうち、建築主事が必要と認める書類</u></p> <p>ア <u>外壁、窓等の構造、位置及び熱の損失の防止に関する性能に係る報告書</u></p> <p>イ <u>空気調和設備の構造、位置及びエネルギー消費性能に係る報告書</u></p>	<p>(指定確認検査機関による確認の報告事項)</p> <p>第4条 指定確認検査機関は、<u>法第6条の2第10項</u>に規定する確認審査報告書及び規則第3条の5第3項に規定する書類に記載する事項のほか、当該確認の受付年月日を報告しなければならない。</p> <p>(完了検査の申請書に添えて提出する書類)</p> <p>第5条 略</p>

新	旧
<p>ウ <u>空気調和設備以外の換気設備の構造、位置及びエネルギー消費性能に係る報告書</u></p> <p>エ <u>照明設備の構造、位置及びエネルギー消費性能に係る報告書</u></p> <p>オ <u>給湯設備の構造、位置及びエネルギー消費性能に係る報告書</u></p> <p>カ <u>昇降機の構造、位置及びエネルギー消費性能に係る報告書</u></p> <p>キ <u>エネルギー利用効率化設備の構造、位置及びエネルギー消費性能に係る報告書</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類</u> (中間検査の申請書に添えて提出する書類)</p>	<p>(中間検査の申請書に添えて提出する書類)</p>
<p>第6条 前条 <u>(第1項第2号、第4号及び第5号並びに第2項を除く。)</u>の規定は、規則<u>第4条の8第1項第4号</u>(規則第4条の11の2又は規則第8条の2第12項において準用する場合を含む。)の規定により市長が規則で定める書類について準用する。 (コンクリート工事施工計画書の報告)</p>	<p>第6条 前条 <u>(第2号、第4号及び第5号を除く。)</u>の規定は、規則<u>第4条の8第1項第5号</u>(規則第4条の11の2又は規則第8条の2第12項において準用する場合を含む。)の規定により市長が規則で定める書類について準用する。 (コンクリート工事施工計画書の報告)</p>
<p>第6条の2 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物であつて、階数が3以上であり、又は延べ面積が500平方メートルを超えるものに係る工事監理者は、当該工事の着手前に、</p>	<p>第6条の2 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物であつて、階数が3以上であり、又は延べ面積が500平方メートルを超えるものに係る工事監理者は、当該工事の着手前に、</p>

新	旧
<p>工事施工者が連署した<u>様式第8号の5</u>によるコンクリート工事施工計画報告書に、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。</p> <p>(1) ～ (4) 略</p> <p>(定期報告書等の保存期間)</p> <p>第23条の2 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、定期報告書等の保存期間は、法第12条第1項又は同条第3項の規定による報告があった日の翌日から起算して3年を経過する日までとする。</p> <p>(1) <u>第21条第1項又は第2項に規定する建築物が除却されたとき。</u></p> <p>(2) 前条の規定により<u>昇降機等</u>が廃止されたとき。</p> <p>(3) 前2号に定めるもののほか、<u>第21条第1項若しくは第2項に規定する建築物、令第16条第3項に規定する特定建築設備等又は令第138条の3に規定する昇降機等に該当しなくなったとき。</u></p>	<p>工事施工者が連署した<u>様式第8号の4</u>によるコンクリート工事施工計画報告書に、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。</p> <p>(1) ～ (4) 略</p> <p>(定期報告書等の保存期間)</p> <p>第23条の2 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、定期報告書等の保存期間は、法第12条第1項又は同条第3項の規定による報告があった日の翌日から起算して3年を経過する日までとする。</p> <p>(1) <u>第21条第1項の建築物が除却されたとき。</u></p> <p>(2) 前条の規定により<u>昇降機又は工作物</u>が廃止されたとき。</p> <p>(3) 前2号に定めるもののほか、<u>第21条第1項の建築物又は第22条第1項各号に掲げる昇降機若しくは工作物に該当しなくなったとき。</u></p> <p><u>(確認を要さない昇降機の報告)</u></p> <p>第23条の3 法第6条第1項第4号に掲げる建築物に、第22条</p>

新	旧						
<p>(私道の変更又は廃止の承認申請)</p> <p>第65条 条例第61条の規定により私道の変更又は廃止の承認を受けようとする者は、様式第17号による申請書正本1通及び副本1通を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書正本1通及び副本1通には、それぞれ次に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>(1) 次の表に掲げる図書</p> <table border="1" data-bbox="248 986 1108 1407"> <thead> <tr> <th data-bbox="248 986 580 1027">図書の種類</th> <th data-bbox="582 986 1108 1027">明示すべき事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="248 1029 580 1177">付近見取図</td> <td data-bbox="582 1029 1108 1177">ア 方位、道路及び目標となる地物 イ 変更又は廃止をしようとする私道の土地（以下この表において「土地」という。）の周囲の状況</td> </tr> <tr> <td data-bbox="248 1179 580 1407">地籍図</td> <td data-bbox="582 1179 1108 1407">ア 縮尺及び方位 イ 変更又は廃止をしようとする私道の位置、延長及び幅員、土地の境界、地番、地目並びに土地の所有者 ウ 土地又は土地に存する建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏</td> </tr> </tbody> </table>	図書の種類	明示すべき事項	付近見取図	ア 方位、道路及び目標となる地物 イ 変更又は廃止をしようとする私道の土地（以下この表において「土地」という。）の周囲の状況	地籍図	ア 縮尺及び方位 イ 変更又は廃止をしようとする私道の位置、延長及び幅員、土地の境界、地番、地目並びに土地の所有者 ウ 土地又は土地に存する建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏	<p>第1項第1号又は第2号の昇降機を設置する者は、その設置後遅滞なく、市長にその旨を報告するものとする。</p> <p>(私道の変更又は廃止の承認申請)</p> <p>第65条 条例第61条の規定により私道の変更又は廃止の承認を受けようとする者は、様式第17号による申請書正本1通及び副本1通に、第28条第2項の規定に準じ必要な事項を記載した図書（当該私道のうち変更又は廃止しようとする部分を前面道路として利用している者の承諾書を含む。）を添えて、市長に提出しなければならない。</p>
図書の種類	明示すべき事項						
付近見取図	ア 方位、道路及び目標となる地物 イ 変更又は廃止をしようとする私道の土地（以下この表において「土地」という。）の周囲の状況						
地籍図	ア 縮尺及び方位 イ 変更又は廃止をしようとする私道の位置、延長及び幅員、土地の境界、地番、地目並びに土地の所有者 ウ 土地又は土地に存する建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏						

新	旧		
<table border="1" data-bbox="248 295 1108 486"> <tr> <td data-bbox="248 295 582 486"></td> <td data-bbox="582 295 1108 486"> <p>名</p> <p>エ <u>土地に存する建築物、工作物、道路及び水路の位置</u></p> <p>オ <u>土地の高低その他地形上特記すべき事項</u></p> </td> </tr> </table> <p>(2) <u>変更又は廃止をしようとする私道の土地に係る土地の1筆ごとの地番、地目及び境界線を示す図面並びに実測図</u></p> <p>(3) <u>変更又は廃止をしようとする私道の境界線を示す肩石、側溝等の位置及び構造図</u></p> <p>(4) <u>変更又は廃止をしようとする私道の土地とこれに接する道路その他官公有地との境界線が明らかでない場合は、その所有者又は管理者の証する明示図書</u></p> <p>(5) <u>私道の変更又は廃止をしようとする者及び変更又は廃止をしようとする私道の土地の所有者並びに当該土地又は当該土地に存する建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の印鑑証明書</u></p> <p>(6) <u>変更又は廃止をしようとする私道の土地及び当該私道の土地に存する建築物に関する登記事項証明書</u></p> <p>(7) <u>変更又は廃止しようとする私道の土地若しくは当該土地に存する建築物若しくは工作物に関して所有権その他の権利を有する者又は当該私道のうち変更又は廃止をしようとする部分を前</u></p>		<p>名</p> <p>エ <u>土地に存する建築物、工作物、道路及び水路の位置</u></p> <p>オ <u>土地の高低その他地形上特記すべき事項</u></p>	
	<p>名</p> <p>エ <u>土地に存する建築物、工作物、道路及び水路の位置</u></p> <p>オ <u>土地の高低その他地形上特記すべき事項</u></p>		

新	旧
<p><u>面道路として利用している者の承諾書</u></p> <p><u>(8) 様式第17号の2による指定図</u></p> <p><u>(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める図書</u></p> <p><u>又は書面</u></p> <p><u>3</u> 市長は、条例第61条の承認をしたときは、その旨を公示し、その旨を公示し、かつ、<u>第1項</u>の規定により申請書を提出した者に通知する。</p> <p><u>4</u> 略</p>	<p><u>2</u> 市長は、条例第61条の承認をしたときは、その旨を公示し、その旨を公示し、かつ、<u>前項</u>の規定により申請書を提出した者に通知する。</p> <p><u>3</u> 略</p>

(新)

別表第1 (第3条関係)

	(あ)	(い)	
		図書の種類	明示すべき事項
(中略)			
(2)	条例第7条の規定が適用される建築物	条例第7条ただし書の規定が適用される建築物	略
(中略)			
(15)	条例第4章第12節の規定が適用される建築物	付近見取図	略
			略
			公園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼稚園又は児童福祉施設等の出入口の位置
		略	
		条例第45条の本文の規定が適用される建築物	耐火構造等の構造詳細図
			主要構造部、軒裏、天井及び防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法
(以下略)			

(旧)

別表第1 (第3条関係)

	(あ)	(い)	
		図書の種類	明示すべき事項
(中略)			
(2)	条例第7条の規定が適用される建築物	条例第7条第1項ただし書の規定が適用される建築物	略
(中略)			
(15)	条例第4章第12節の規定が適用される建築物	付近見取図	略
			略
			公園、小学校、特別支援学校、幼稚園又は児童福祉施設等の出入口の位置
		略	
		条例第45条の本文の規定が適用される建築物	耐火構造等の構造詳細図
			令第115条の2の2第1項第1号に規定する部分の断面の構造、材料の種別及び寸法
(以下略)			

(新)

様式第13号(第22条関係)

定期検査報告書 (建築設備(昇降機を除く。)) (第一面) 建築基準法第12条第3項の規定により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は事実と相違ありません。 和泉市長 あて		年 月 日 報告者氏名 印
検査者氏名 印		
1.所有者	イ.氏名のフリガナ	
	ロ.氏名	
	ハ.郵便番号	
	ニ.住所	
2.管理者	イ.氏名のフリガナ	
	ロ.氏名	
	ハ.郵便番号	
	ニ.住所	
3.検査者	(代表となる検査者)	
	イ.資格等	( )建築士 ( )登録 第 号 建築設備検査員 第 号
	ロ.氏名のフリガナ	
	ハ.氏名	
	ニ.勤務先	( )建築士事務所 ( )知事登録 第 号
	ホ.郵便番号	
	ヘ.所在地	
	ト.電話番号	
	チ.担当設備	<input type="checkbox"/> 換気設備 <input type="checkbox"/> 排煙設備 <input type="checkbox"/> 非常用の照明装置
	(その他の検査者) <input type="checkbox"/> 有(第一面別紙) <input type="checkbox"/> 無	
	4.報告対象建築物	イ.所在地
ロ.名称のフリガナ		
ハ.名称		
ニ.用途		
5.検査による指摘の概要	イ.指摘の内容	<input type="checkbox"/> 要是正の指摘あり ( <input type="checkbox"/> 既存不適格 ) <input type="checkbox"/> 指摘なし
	ロ.指摘の概要	
	ハ.改善予定の有無	<input type="checkbox"/> 有 ( 年 月に改善予定 ) <input type="checkbox"/> 無
	ニ.その他特記事項	
※受付欄	※特記欄	※受付欄
年 月 日		
第 号		
係員印		
記号 番号		必ず記号番号をご記入ください。 ※印欄は記入しないでください。

(旧)

様式第13号(第22条関係)

定期検査報告書 (建築設備等(昇降機及び遊戯施設を除く。)) (第一面) 建築基準法第12条第3項の規定により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は事実と相違ありません。 和泉市長 あて		年 月 日 報告者氏名 印
調査者氏名 印		
1.所有者	イ.氏名のフリガナ	
	ロ.氏名	
	ハ.郵便番号	
	ニ.住所	
2.管理者	イ.氏名のフリガナ	
	ロ.氏名	
	ハ.郵便番号	
	ニ.住所	
3.検査者	(代表となる調査者)	
	イ.資格等	( )建築士 ( )登録 第 号 建築基準適合判定資格者 第 号 登録調査資格者講習を修了した者 第 号
	ロ.氏名のフリガナ	
	ハ.氏名	
	ニ.勤務先	( )建築士事務所 ( )知事登録 第 号
	ホ.郵便番号	
	ヘ.所在地	
	ト.電話番号	
	チ.担当設備	<input type="checkbox"/> 換気設備 <input type="checkbox"/> 排煙設備 <input type="checkbox"/> 非常用の照明装置
	(その他の調査者) <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	4.報告対象建築物	イ.所在地
ロ.名称のフリガナ		
ハ.名称		
ニ.用途		
5.検査による指摘の概要	イ.指摘の内容	<input type="checkbox"/> 要是正の指摘あり ( <input type="checkbox"/> 既存不適格 ) <input type="checkbox"/> 指摘なし
	ロ.指摘の概要	
	ハ.改善予定の有無	<input type="checkbox"/> 有 ( 年 月に改善予定 ) <input type="checkbox"/> 無
	ニ.その他特記事項	
※受付欄	※特記欄	※受付欄
年 月 日		
第 号		
係員印		
記号 番号		必ず記号番号をご記入ください。 ※印欄は記入しないでください。



(新)  
(第二面)

建築設備の状況等

1. 建築物の概要	イ. 階 数	地上 階	地下 階
	ロ. 建築面積	m <sup>2</sup>	
	ハ. 延べ面積	m <sup>2</sup>	
	ニ. 検査対象建築設備	<input type="checkbox"/> 換気設備	<input type="checkbox"/> 排煙設備
2. 確認済証交付年月日等	イ. 確認済証交付年月日	年	月 日 第 号
	ロ. 確認済証交付者	<input type="checkbox"/> 建築主事 <input type="checkbox"/> 指定確認検査機関( )	
	ハ. 検査済証交付年月日	年	月 日 第 号
	ニ. 検査済証交付者	<input type="checkbox"/> 建築主事 <input type="checkbox"/> 指定確認検査機関( )	
3. 検査日等	イ. 今回の検査	年 月 日実施	
	ロ. 前回の検査・報告	<input type="checkbox"/> 実施( 年 月 日報告) <input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 対象外	
	ハ. 前回の検査に関する書類の写し	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
4. 換気設備の概要	イ. 無窓居室	<input type="checkbox"/> 自然換気設備 ( 系統 室) <input type="checkbox"/> 機械換気設備 ( 系統 室) <input type="checkbox"/> 中央管理方式の空気調和設備 ( 系統 室) <input type="checkbox"/> 無	
	ロ. 火気使用室	<input type="checkbox"/> 自然換気設備 ( 系統 室) <input type="checkbox"/> 機械換気設備 ( 系統 室) <input type="checkbox"/> 無	
	ハ. 居室等	<input type="checkbox"/> 自然換気設備 ( 系統 室) <input type="checkbox"/> 機械換気設備 ( 系統 室) <input type="checkbox"/> 中央管理方式の空気調和設備 ( 系統 室) <input type="checkbox"/> 無	
	ニ. 空気調和設備・冷暖房設備	<input type="checkbox"/> 個別パッケージ <input type="checkbox"/> 全空気 <input type="checkbox"/> ヒートポンプ <input type="checkbox"/> ファンコイルユニット併用 <input type="checkbox"/> その他( )	
	ホ. ダンパー(防火設備)の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
5. 換気設備の検査の状況	イ. 指摘の内容	<input type="checkbox"/> 要是正の指摘あり ( <input type="checkbox"/> 既存不適格) <input type="checkbox"/> 指摘なし	
	ロ. 指摘の概要		
	ハ. 改善予定の有無	<input type="checkbox"/> 有 ( 年 月に改善予定) <input type="checkbox"/> 無	
6. 換気設備の不具合の発生状況	イ. 不具合	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	ロ. 不具合記録	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	ハ. 改善の状況	<input type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 改善予定( 年 月に改善予定) <input type="checkbox"/> 予定なし	

(旧)  
(第二面)

建築設備の状況等

1. 建築物の概要	イ. 階 数	地上 階	地下 階
	ロ. 建築面積	m <sup>2</sup>	
	ハ. 延べ面積	m <sup>2</sup>	
	ニ. 検査対象建築設備	<input type="checkbox"/> 換気設備	<input type="checkbox"/> 排煙設備
2. 確認済証交付年月日等	イ. 確認済証交付年月日	年	月 日 第 号
	ロ. 確認済証交付者	<input type="checkbox"/> 建築主事 <input type="checkbox"/> 指定確認検査機関( )	
	ハ. 検査済証交付年月日	年	月 日 第 号
	ニ. 検査済証交付者	<input type="checkbox"/> 建築主事 <input type="checkbox"/> 指定確認検査機関( )	
3. 検査日等	イ. 今回の検査	年 月 日実施	
	ロ. 前回の検査・報告	<input type="checkbox"/> 実施( 年 月 日報告) <input type="checkbox"/> 未実施 <input type="checkbox"/> 対象外	
	ハ. 前回の検査に関する書類の写し	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
4. 換気設備の概要	イ. 無窓居室	<input type="checkbox"/> 自然換気設備 ( 系統 室) <input type="checkbox"/> 機械換気設備 ( 系統 室) <input type="checkbox"/> 中央管理方式の空気調和設備 ( 系統 室) <input type="checkbox"/> その他 ( 系統 室) <input type="checkbox"/> 無	
	ロ. 火気使用室	<input type="checkbox"/> 自然換気設備 ( 系統 室) <input type="checkbox"/> 機械換気設備 ( 系統 室) <input type="checkbox"/> その他 ( 系統 室) <input type="checkbox"/> 無	
	ハ. 居室等	<input type="checkbox"/> 自然換気設備 ( 系統 室) <input type="checkbox"/> 機械換気設備 ( 系統 室) <input type="checkbox"/> 中央管理方式の空気調和設備 ( 系統 室) <input type="checkbox"/> その他 ( 系統 室) <input type="checkbox"/> 無	
	ニ. 空気調和設備・冷暖房設備	<input type="checkbox"/> 個別パッケージ <input type="checkbox"/> 全空気 <input type="checkbox"/> ヒートポンプ <input type="checkbox"/> ファンコイルユニット併用 <input type="checkbox"/> その他( )	
	ホ. ダンパー(防火設備)の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
5. 換気設備の検査の状況	イ. 指摘の内容	<input type="checkbox"/> 要是正の指摘あり ( <input type="checkbox"/> 既存不適格) <input type="checkbox"/> 指摘なし	
	ロ. 指摘の概要		
	ハ. 改善予定の有無	<input type="checkbox"/> 有 ( 年 月に改善予定) <input type="checkbox"/> 無	
6. 換気設備の不具合の発生状況	イ. 不具合	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	ロ. 不具合記録	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	ハ. 改善の状況	<input type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 改善予定( 年 月に改善予定) <input type="checkbox"/> 予定なし	

(新)

(旧)

7.排煙設備の概要	イ.避難安全検証法	<input type="checkbox"/> 階避難安全検証法 (                      階) <input type="checkbox"/> 全館避難安全検証法 <input type="checkbox"/> 適用なし
	ロ.特別避難階段の付室	<input type="checkbox"/> 吸引式(           区画) <input type="checkbox"/> 給気式(           区画) <input type="checkbox"/> 無
	ハ.非常用エレベーターの乗降ロビー	<input type="checkbox"/> 吸引式(           区画) <input type="checkbox"/> 給気式(           区画) <input type="checkbox"/> 無
	ニ.非常用エレベーターの乗降ロビーの用に供する付室	<input type="checkbox"/> 吸引式(           区画) <input type="checkbox"/> 給気式(           区画) <input type="checkbox"/> 無
	ホ.居室等	<input type="checkbox"/> 吸引式(           区画) <input type="checkbox"/> 給気式(           区画) <input type="checkbox"/> 無
	ヘ.予備電源	<input type="checkbox"/> 蓄電池 <input type="checkbox"/> 自家用発電装置 <input type="checkbox"/> 直結エンジン <input type="checkbox"/> 無
8.排煙設備の検査の状況	イ.指摘の内容	<input type="checkbox"/> 要是正の指摘あり ( <input type="checkbox"/> 既存不適格) <input type="checkbox"/> 指摘なし
	ロ.指摘の概要	
	ハ.改善予定の有無	<input type="checkbox"/> 有 (                      年           月に改善予定) <input type="checkbox"/> 無
9.排煙設備の不具合の発生状況	イ.不具合	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	ロ.不具合記録	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	ハ.改善の状況	<input type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 改善予定(                      年           月に改善予定) <input type="checkbox"/> 予定なし
10.非常用の照明装置の概要	イ.照明器具	<input type="checkbox"/> 白熱灯(           灯) <input type="checkbox"/> 蛍光灯(           灯) <input type="checkbox"/> 高輝度放電灯(           灯) <input type="checkbox"/> 無
	ロ.予備電源	<input type="checkbox"/> 蓄電池 (内蔵形)                      (居室 灯、廊下 灯、階段 灯) <input type="checkbox"/> 蓄電池(別置形)                      (居室 灯、廊下 灯、階段 灯) <input type="checkbox"/> 自家用発電装置                      (居室 灯、廊下 灯、階段 灯) <input type="checkbox"/> 蓄電池(別置形)・自家用発電装置併用 (居室 灯、廊下 灯、階段 灯) <input type="checkbox"/> 無
11.非常用の照明装置の検査の状況	イ.指摘の内容	<input type="checkbox"/> 要是正の指摘あり ( <input type="checkbox"/> 既存不適格) <input type="checkbox"/> 指摘なし
	ロ.指摘の概要	
	ハ.改善予定の有無	<input type="checkbox"/> 有 (                      年           月に改善予定) <input type="checkbox"/> 無
12.非常用の照明装置の不具合の発生状況	イ.不具合	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	ロ.不具合記録	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	ハ.改善の状況	<input type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 改善予定(                      年           月に改善予定) <input type="checkbox"/> 予定なし
13.備考		

(新)

様式第34号(第71条の2関係)

指定しない旨の通知書

和泉 第 号  
年 月 日

様

和泉市長 印

別添の指定申請書及び添付図書に記載の事項について、下記の理由により建築基準法 第 条 第 項 第 号による指定をしないこととしましたので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に和泉市建築審査会に対して審査請求をすることができます(なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。また、この通知を受けた日(当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に和泉市を被告として(訴訟において和泉市を代表する者は和泉市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

(理由)

(旧)

様式第34号(第71条の2関係)

指定しない旨の通知書

和泉 第 号  
年 月 日

様

和泉市長 印

別添の指定申請書及び添付図書に記載の事項について、下記の理由により建築基準法 第 条 第 項 第 号による指定をしないこととしましたので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、建築基準法第94条第1項の規定により、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に和泉市建築審査会に対して審査請求をすることができます(なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。また、この処分に対して取消しの訴えを提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に和泉市を被告として(訴訟において和泉市を代表する者は和泉市長となります。)、提起することができます(なお、通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、和泉市建築審査会に対して審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に提起することができます。

(理由)

(新)

様式第36号(第71条の2関係)

認定しない旨の通知書

和泉 第 号  
年 月 日

様

和泉市長 印

別添の認定申請書及び添付図書に記載の事項について、下記の理由により による認定をしないこととしましたので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に和泉市建築審査会に対して審査請求をすることができます(なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。また、この通知を受けた日(当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に和泉市を被告として(訴訟において和泉市を代表する者は和泉市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

(理由)

(旧)

様式第36号(第71条の2関係)

認定しない旨の通知書

和泉 第 号  
年 月 日

様

和泉市長 印

別添の認定申請書及び添付図書に記載の事項について、下記の理由により による認定をしないこととしましたので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、建築基準法第94条第1項の規定により、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に和泉市建築審査会に対して審査請求をすることができます(なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。また、この処分に対して取消しの訴えを提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に和泉市を被告として(訴訟において和泉市を代表する者は和泉市長となります。)、提起することができます(なお、通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、和泉市建築審査会に対して審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に提起することができます。

(理由)

(新)

様式第38号(第71条の2関係)

許可しない旨の通知書

和泉 第 号  
年 月 日

様

和泉市長 印

別添の許可申請書及び添付図書に記載の事項について、下記の理由により和泉市建築基準法施行条例第5条第1項による許可をしないこととしましたので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に和泉市建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に和泉市を被告として（訴訟において和泉市を代表する者は和泉市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(理由)

(旧)

様式第38号(第71条の2関係)

許可しない旨の通知書

和泉 第 号  
年 月 日

様

和泉市長 印

別添の許可申請書及び添付図書に記載の事項について、下記の理由により和泉市建築基準法施行条例第5条第1項による許可をしないこととしましたので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、建築基準法第94条第1項の規定により、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に和泉市建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この処分に対して取消しの訴えを提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に和泉市を被告として（訴訟において和泉市を代表する者は和泉市長となります。）、提起することができます（なお、通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、和泉市建築審査会に対して審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に提起することができます。

(理由)

(新)

様式第40号(第71条の2関係)

承認しない旨の通知書

和泉 第 号  
年 月 日

様

和泉市長 印

別添の承認申請書及び添付図書に記載の事項について、下記の理由により和泉市建築基準法施行条例第61条による承認をしないこととしましたので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に和泉市建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6か月以内に和泉市を被告として（訴訟において和泉市を代表する者は和泉市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(理由)

(旧)

様式第40号(第71条の2関係)

承認しない旨の通知書

和泉 第 号  
年 月 日

様

和泉市長 印

別添の承認申請書及び添付図書に記載の事項について、下記の理由により和泉市建築基準法施行条例第61条による承認をしないこととしましたので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、建築基準法第94条第1項の規定により、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に和泉市建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この処分に対して取消しの訴えを提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に和泉市を被告として（訴訟において和泉市を代表する者は和泉市長となります。）、提起することができます（なお、通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、和泉市建築審査会に対して審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6か月以内に提起することができます。

(理由)